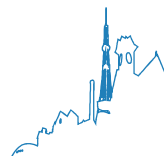


札幌市内事業者向け主な支援策

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者の皆様に対し、各種支援を行います。

給付 事業者 時短 外出自粛要請等の影響 重複不可	道の営業時間短縮や往来・外出自粛の要請による影響を受けたことで、売上が50%以上減少した (対象期間：2020年11月～2021年3月)	道特別支援金A※1 時短対象飲食店等との取引、外出往来自粛等の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に給付金を支給 (中小法人等20万円 個人事業者等10万円) 申請期間：令和3年4月1日～令和4年1月31日	北海道 特別支援金 コールセンター 011-351-4101
	※1 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の受給事業者は対象外		
	国の月次支援金を受給している酒類製造業者・酒類販売事業者 (対象期間：2021年5月～6月及び8月～9月)	酒類販売事業者特別支援金 緊急事態宣言等による飲食店への酒類提供停止の要請等の影響で、売上が50%以上減少した酒類販売(又は製造)事業者に、国の月次支援金に上乗せして支援金を給付(法人上限20万円/月 個人事業者上限10万円/月) 申請期間： 5・6月分：令和3年7月30日～令和4年1月31日 8・9月分：令和3年9月24日～令和4年1月31日	北海道 酒類販売事業者特別支援金事務局 011-798-0579
	- 道の営業時間短縮や往来・外出自粛の要請等による影響を受けたことで、売上が30%以上50%未満減少した (対象期間：2021年4月～7月) - 道の営業時間短縮や往来・外出自粛の要請等による影響を受けたことで、売上が30%以上50%未満減少した (対象期間：2021年8月～10月)	道特別支援金B※2 時短対象飲食店等との取引、外出往来自粛等の影響により、売上が30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者等に給付金を支給 (中小法人等10万円 個人事業者等5万円) 申請期間：令和3年7月2日～令和4年1月31日 道特別支援金C※2 時短対象飲食店等との取引、外出往来自粛等の影響により、売上が30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者等に給付金を支給 (中小法人等20万円 個人事業者等10万円) 申請期間：令和3年10月12日～令和4年1月31日	北海道 特別支援金 コールセンター 011-351-4101
貸付	※2 国の「月次支援金」の受給事業者は対象外		
	資金繰りのための融資を受けたい	新型コロナ対応サポート資金 限度：5,000万円 取扱期間：～令和4年3月31日 融資利率・期間： 年1.0%・10年以内(うち据置3年以内)	札幌市 事業者向けワンストップ相談窓口 専用ダイヤル 011-231-0568



補助 助成	一時休業等により従業員の賃金が支払えない	雇用調整助成金 一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成が受けられます。現在、助成率の拡充等、特例措置が取られています。 特例対象期間：令和2年4月1日～令和4年3月31日	雇用調整助成金等コールセンター 0120-60-3999
	テレワークを導入したい	新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入補助金 在宅勤務をはじめとするテレワークの導入に取り組む市内中小企業等に対して導入に係る経費を補助します。 (補助率：3/4 上限60万円 下限15万円) 申請期間：令和3年12月20日～令和4年1月17日	札幌市テレワーク推進サポートセンター 011-708-3500
相談 猶予	- 経営相談や融資の相談・市税の納付相談をしたい - 雇用調整助成金等の申請の方法がわからない	事業者向けワンストップ相談窓口 札幌中小企業支援センター 北海道経済センタービル2階(中)北1条西2丁目 経営相談、融資認定・相談、市税の納税猶予相談、感染予防等の相談 社保等の猶予や雇用維持の相談、雇用調整助成金等の申請サポート、テレワーク導入相談 受付：平日9:00～12:00、13:00～17:00(最終受付16:30)	札幌市事業者向けワンストップ相談窓口 専用ダイヤル 011-231-0568
	テレワーク導入を相談したい	札幌市テレワーク推進サポートセンター(テレサポ) テレワークで使用する代表的な機器やアプリの展示・体験、社労士等の専門家相談、導入経費に対する補助金の案内等を実施 (場所：札幌市北区北24条西5丁目 札幌サンブラザ4階)	札幌市テレワーク推進サポートセンター 011-708-3500